

令和 3 年 9 月 議 会

総務財政委員会報告資料

○市発注工事における土壌汚染対策法に基づく届出について

財 政 局

市発注工事における土壤汚染対策法に基づく届出について

1. 報告の概要

- ・ 本市発注工事における土壤汚染対策法に基づく届出(※)を適切な時期に行っていないかったもの。

- (※)・ 土壤汚染対策法の改正により、平成 22 年 4 月から、3,000 m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手の 30 日前までに、都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）への土地の形質変更に係る届出が義務付けられている。
- ・ 知事等は、届出内容を審査し、土壤汚染のおそれがあると認めるときは、土壤汚染の調査を命ずることができる。

2. 経緯

- ・ 全国で当該事案が相次いだことを受け、環境局より全庁的に土壤汚染対策法に基づく届出についての注意喚起を行った。
- ・ あわせて、平成 22 年度から令和 2 年度までの間に本市が発注した工事の届出状況を令和 3 年 3 月から調査した結果、136 件の事業で適切な時期に届出を行っていないことが判明した。（全ての事業について届出が完了済）
- ・ 現在、環境局において審査を進めており、9 月 6 日時点において、115 件は土壤汚染のおそれがないことを確認している。

[未届事業内訳]

道路整備 78 件、公園再整備 14 件、学校施設整備 14 件、上下水道整備 11 件、市営住宅建替 5 件、港湾施設整備 4 件、河川整備 3 件、その他 7 件

3. 原因

- ・ 届出が必要な事業の捉え方などに関する工事発注部署の職員の理解不足

4. 再発防止策

- ・ 工事発注時に使用するチェックリストにより、工事発注部署における複層的な確認を徹底
- ・ 工事発注部署の職員に、土壤汚染対策法に関する研修の受講を義務付け